

## 南宋鎮撫使考

山内, 正博

<https://doi.org/10.15017/2335107>

---

出版情報 : 史淵. 64, pp.65-91, 1955-02-28. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :

# 南宋鎮撫使考

山内正博

緒言

I 鎮撫使の制度

II 分鎮指揮の由來

III 分鎮指揮の効果

IV 鎮撫使の消滅

結語

緒

言

全軍強襲の下に將に崩れ去らんとする大厦にも似た宋の天下を支え、東南半壁の地に據つて社稷を恢復せんとした南宋の建國は他の諸朝の開基に比して勝るとも劣らぬ至難の大事業であつた。歲月と共に暮る金軍の侵暴、國家秩序の全面的崩壊、生産の破壊、群盜の彌漫等、打重なる悪條件を克服してとにもかくにも南宋百五十年の基礎を築き上げた苦心の跡は各方面に顯著に窺われるが、そうした苦心を示す一聯の諸施策中に在つて特に吾人の注目を惹くのは鎮撫使の問題である。鎮撫使は北宋時代には無く、又南宋でもその極初數年間に限つておかれたもので、明かに創業期の一時的經過的意義をもつた使職であるが、然もその南宋建國の過程に於いて果たした役割は決して小さくはなかつた。寧ろ鎮撫使を無視して南宋の建國を理解することは不可能と云うも過言でない。本稿は此の鎮撫使を南宋建國史の立場から考察せんとして組み

立てたもので、以て大方の御批判を仰ぐ次第である。

註

1 宋史<sup>四</sup>○寧宗本紀・嘉定十五年（一二二二）十二月丙子の條に「以李全爲保寧軍節度使右金吾衛上將軍京東路鎮撫副使」とあり、同書<sup>四</sup>六 慶宗本紀・咸淳十年（一二七四）四月戊午の

條に「以呂文福爲常德・辰・沅・澧・靖五郡鎮撫使知沅州」とある如く南宋末期に鎮撫使の名は散見するが、本稿に所謂鎮撫使と嚴密には等しからず、従つて本稿では取上げないこととした。

## I 鎮撫使の制度

鎮撫使の制度を究明するに當り最好の資料となるのは宋會要稿職官<sup>二</sup>鎮撫使建炎四年五月二十二日の條の記事で、頗る長文であるが、本研究の基礎となるので適宜截斷して左に掲載する。<sup>註</sup>

1 諸鎮帥臣。乞以鎮撫使爲名。

2 欲。將京畿・湖北・淮南・京東・京西州軍。並分爲鎮。其陝西・四川・江南・兩浙・湖南・福建・二廣路。並仍舊制。

3 諸鎮。除茶塩之利國家大計所繫所入並歸朝廷及依舊制提舉官外。其餘監司並罷。

4 所有財賦。除上供錢帛等合認數送納與權免三年。其餘並聽本鎮帥臣移用。更不從朝廷應副。

5 管內州縣官。並許辟置。內知・通・令・帥臣具名辟奏。朝廷審度除授。其官吏廉汙勤惰並許按察升黜。

6 所管內州軍並聽節制。遇軍興。許以便宜從事。

7 其帥臣。不因朝廷召擢。更不除代。如能捍禦外寇。顯立大功。當議特許世襲。

右は鎮撫使の創設を傳えたものであるから、先ず此れによつて本使が南宋建國後四年目に早くも設置せられたものであることを知り得るが、年代的考察は暫く措きて、制度の内容より論究を進める。

鎮撫使は鎮の長官の一般稱呼である（<sup>第一</sup>項）。即ち鎮撫使の所管は鎮であつた。而して此所に云う鎮とは地域的には概ね

數府州軍より構成せられていた(詳細)。個々の鎮撫使の除任辭令等に於ける正式の稱呼は、例えば「楚・泗州・澧水軍鎮撫使知楚州趙立」の如く、「某府・州・軍鎮撫使」であつた。尙鎮撫使はその領治せる府州の長官を必ず自ら兼任することとなつていた。上掲「知楚州」の例が示す「知某府・州」の句が添加せられているのは此の兼任を示したものである。鎮撫使は時に「帥臣」なる別稱を以て呼ばれているが、帥臣とは元來は北宋以來存在した安撫使を指したものであるから(後述)、ここに兩者の關係が一應問題となるが割愛する。

鎮撫使のその所管、即ち鎮に對する權限は北宋以來その比を見ぬ強大なものであつた。元來宋では地方最高區劃たる路に帥・漕・憲・倉の四司(監司と云う)をおき、夫々長官を配して路の行政を分掌せしめていた。帥とは安撫司(長官安撫使)で軍事を、漕とは轉運司で財政を、憲とは提點刑獄司で獄訟裁判を、倉とは提舉常平茶塩司で常平專賣等を管掌し、一路の全權を一身に集中せしめない組織をとつていた。所が鎮に於いては茶塩の提舉官のみ残して他の監司を一切廢止したのであるから(第三項)、それらの權職は必然的に鎮撫使に歸したわけで、ここに鎮撫使は一鎮の殆んど全權を掌握したのである。

鎮内で收めた財入は所定の上供(中央費)を送付する外、その餘はすべて自由使用を認めた規定(第四項)更に管内官吏の按察昇降・辟置等(註4)を認めた規定(第五項)、情勢による動員・興兵の自由を認めた規定(第六項)等は何れも諸監司の廢止によつて當然鎮撫使に歸した權限を具体的に列舉したものに外ならぬ。かくて鎮撫使は鎮内の兵民財三權を悉く賦與せられたのみならず、更にその身分を保證せられ、功績如何によつては世襲さえも認められることとなり(第七項)、その實體は唐五代に驕横跋扈を以て知られた藩鎮の再現に外ならぬものであつた。而して此の藩鎮の再現は鎮撫使の設置に際して此れを断行した南宋首脳部が明かに意識していた所である。即ち鎮撫使の設置、所謂分鎮指揮に際しての詔に(註6)

詔曰。周建侯邦。四國有藩垣之助。唐分藩鎮。北邊無夷狄之虞。云云。

としてその旨を自ら宣明してゐるのである。但し唐五代の如く、此れを國內に普く設置し國內の統治組織を鎮撫使體制に統

一したのではなく、此所に大きな相違があつた。次にその列置地域及び鎮の大體の規模を考え、尙それに聯關して鎮撫使存在の時期に就いて一言する。

表A 鎮撫使置廢表<sup>註7</sup>

路分	管	城	使者名	除任年月	改任年月
淮	通・泰州	岳飛	建炎四年七月	建炎四年十一月	
	眞・揚州	郭仲威	建炎四年六月	紹興元年五月	
東	承州・天長軍	薛慶	建炎四年五月	建炎四年八月	
	全右	王林	不詳	建炎四年九月	
路	楚・泗州・漣水軍	趙立	建炎四年五月	建炎四年八月	
	海州・淮陽軍	李彥先	建炎四年五月	建炎四年九月	
西	全	劉位	建炎四年五月	建炎四年六月	
	全右	劉綱	建炎四年六月	建炎四年九月	
淮	和州・無爲軍	趙霖	建炎四年五月	紹興三年四月	
	廬州・壽春府	李伸	不詳	建炎四年十一月	
全	王享	紹興二年二月	紹興二年十二月		
	郭俸	紹興二年十二月	紹興二年十二月		
全	胡舜陟	紹興二年十二月	紹興三年二月		
	光・黃州	吳翊	建炎四年五月	建炎四年八月	
路分	管	城 <td>使者名</td> <td>除任年月</td> <td>改任年月</td>	使者名	除任年月	改任年月
湖	德安府・復州	陳規	建炎四年六月	紹興二年六月	
	荊南府・歸・峽	解潛	建炎四年六月	紹興三年四月	
北	荆門・公安軍	程昌寓	建炎四年六月	紹興五年四月	
	鼎・沔・靖州	孔彥舟	不赴	紹興元年正月	
京	河南府・孟・汝	翟興	建炎四年五月	紹興二年三月	
	全右	翟琮	紹興三年五月	紹興三年八月	
西	順昌府・淮寧府	馮長寧	建炎四年六月	建炎四年十月	
	蔡州	牛阜	紹興三年二月	紹興三年四月	
京	襄陽府・鄧・隨	陳求道	不赴	紹興二年三月	
	全右	桑仲	建炎四年八月	紹興二年三月	
西	全右	李橫	紹興二年三月	紹興三年十月	
	全右	范之才	不赴	紹興五年四月	
路南	全右	王彥	建炎四年十一月	紹興五年四月	

(1) 諸鎮は建炎四年の五月・六月に大部

路	舒・斯(光・黃)州	李成	建炎四年五月	紹興元年五月	紹興元年五月	紹興元年五月	紹興元年五月	紹興元年五月	紹興元年五月
	舒・斯州	張用	紹興元年五月	紹興元年八月	紹興元年八月	紹興元年八月	紹興元年八月	紹興元年八月	紹興元年八月
	斯・黃州	孔彥舟	紹興元年八月	紹興二年六月	紹興二年六月	紹興二年六月	紹興二年六月	紹興二年六月	紹興二年六月
西陝	商・號州	董先	紹興三年二月	紹興三年四月	紹興三年四月	紹興三年四月	紹興三年四月	紹興三年四月	紹興三年四月
考備	州軍のうち正式には路分の違うのも問々あるが便宜上一括した。仍、王林・王亨・郭偉は主管鎮撫使公事で一階級低い。←は交替を示す。								

分が設置されたが、炎・紹の交、紹興三年、紹興五年の三期、就中第二期たる紹興三年迄に早くもその過半が消滅しており、その存在期間の極めて短かつた事。(2) 諸鎮の管域は二乃至五府・州・軍、平均して二・三府・州・軍となり、権限は極度に大きかつた鎮撫使もその管域は概して狭く、後述の安撫使に比して遠く懸絶していた事、(3) 分鎮地域は當時の宋・金抗爭線上に帶狀に擴がる地域、即ち兩淮・京西・湖北を中心とする地域で、合計七府・三七州・六軍を以て十八鎮(兩淮九、京西五、)をおき、その他の地域は旧制の儘であつた事。(4) 鎮帥の二代以上繼襲せるものは六で、全鎮の三分一に過ぎず、大部分の鎮が初代で終り、殊に世襲はあるにはあつたが僅か二鎮に過ぎなかつたこと等、極めて重要な諸事實を知り得る。

次に問題となるのは鎮撫使の任用法である。そこで鎮撫使各個人の前歴を調査整理して示すにB表の如くである。本表を通觀するに、鎮撫使の出身は賊・潰將・土豪・攝官・官吏・軍將等極めて雑多で、その任用には官資や身分等の形式的

表B 鎮撫使來歴表(初代鎮撫使、建炎中除任のもののみ)

鎮撫使	前身	任地に勢力を傳た時期	勢力形態	鎮撫使	前身	任地に勢力を得た時期	勢力形態
薛慶賊		建炎三年二月	招安を受け承州に戌す衆一萬	吳翹攝官		建炎四年五月	權知光州となる
趙立官吏		建炎四年春	知楚州管内安撫使となる、部兵一萬	陳規官吏		建炎元年	知德安府となる、以來守禦に功あり
劉位土豪		建炎三年十一月	權知濠州となる、西北の人を招して勢盛	解潛軍將		建炎四年五月	荆南安撫使となる、衆二千

郭仲威	潰	將	建炎四年六月	建炎三年末より浙西を擾す、衆一萬	程昌寓	官	吏	建炎四年五月	蔡州より南下、鼎澧に入る、衆二千
岳飛	軍	將	建炎四年九月	漸く秦州に入るも守鎮の意志なし	翟興	士	豪	北宋靖康末	河南府近傍に重きをなす
李彥先	潰	將	建炎四年春頃	離散を集め漸く勢力を得、衆数千	桑仲	賊		建炎二年十一月	京西列城すべて彼の據る所となる、衆十余萬
趙霖	攝	官	建炎四年春	和州に入り金人を撃碎五月知和州となる	王彥	軍	將	建炎四年五月	知金州兼金房安撫使となる
李伸	賊			淮西の巨寇として知らる	馮長率	攝	官	建炎二年二月	權淮寧府となる
李成	賊		建炎四年二月	萬州に入る、後衆十余萬					

な制限は全然なく、賊魁・武將・豪民等何れにせよ、従前已に何等かの形で鎮地に根を張っていた現實の勢力が専ら任用せられたことを知る。現實の勢力に基準をおいて任用し、その結果としてその出身が雑多となつてゐるのは宋朝側で鎮撫使を選ぶ際、それ等既存の勢力を鎮撫使なる宋朝の顯職に据えることにより、此れを朝廷側勢力として吸収・利用せんとしたものであることを示し、此所に分鎮指揮の主たる意圖が存在していたものと推測が抱かれるのである。

唐五代の藩鎮はその封域内に領主的勢力を打樹て、反中央的活動を活潑に展開して國家不安定の因をなし、宋朝は此の前轍に懲りて極力地方機關の權限擴大を抑え強幹弱枝を以て建國以來の最大國是として來た。然るに今や對金非常の措置として敢て祖法を無視する藩鎮再現の策を採り鎮撫使をおいた。その結果として彼等の部内に對する勢力の侵透とそれを基盤とする活動の方向乃至性格とが問題となるは云わずして明かであろう。そうした現實の動きに就いては改めて後述する。

以上を要するに鎮撫使制度とは南宋の初期に政府によつて指揮された藩鎮制度の復活であるが、その根底をなす割據勢力は既に先在し、政府がそれを合法化して利用せんとした所にこの制度樹立の意味があつたと云える。然らば何故反中央

的危险性を有つた割據勢力を、敢て祖法を破つて迄合法化せざるを得なかつたのであろうか。

註

- 1 三朝北盟會編<sup>一</sup>四 建炎四年六月十一日條、建炎以來繫年要錄
- 2 三同年五月甲子條にも見え、それ等を併照したものである。
- 3 建炎以來朝野雜記甲集<sup>一</sup>官制二安撫使の項に「安撫使舊號帥臣<sup>一</sup>とあり、仍宋史<sup>一</sup>六 職官志<sup>一</sup>經略安撫使の項に詳記。
- 4 宋史<sup>一</sup>六 職官志<sup>一</sup>。
- 5 形式的には任免の辭令を中央で出すが、申請權は鎮撫使が有し然も此の申請が事實上任免であることを認める制度、具体例は宋會要稿・選舉<sup>三</sup>辟舉の項に集見せられる外、各書に類見する。
- 6 便宜行事權は軍事面以外にも廣く活用せられた様であるが、
- 7 軍事面が根幹をなしていたものと思われる。詳細は宋會要稿・兵<sup>十一</sup>「便宜行事」の項参照。
- 8 繫年要錄<sup>三</sup>建炎四年五月甲子條、宋會要稿職官<sup>二</sup>鎮撫使、同年月日條。
- 9 繫年要錄、三朝北盟會編、宋會要稿・職官<sup>四</sup>二安撫使、宋史高宗本紀等の諸書に據る。以下掲載の表も特に斷りなき場合はすべて以上の諸書に依據したものである。
- 10 勢力形態の中の部衆の數に關しては多少問題があるが、その詳細な説明は略し、ここでは所傳に記されたもののみ概數として擧げることとした。
- 11 彼等が勢力を獲た過程の詳細については後日の更改に譲る。

II 分鎮指揮の由來

疾風枯葉を捲く勢を以て侵入した金軍は、欽宗の靖康元年(一一二六)同十一月首都開封府を陥れ、北宋百五十年の社稷は一舉にして顛覆した。食を北宋に仰いでいた文武百官を初め百萬の國軍將兵は忽ち歸趨を失つて或は盜となり、或は調發に侵漁を恣にして地方を擾し、天下は收拾す可からざる大混亂に陥つた。たまたま河北相州にあつて危く北行の難を免れた欽宗の弟康王は、直ちに大元帥府をその地に開き、社稷復興の中心となつたが、金人の勢をさけて南下し、翌年五月、京東の應天府に於いて即位し、年號を建炎と改めた。即ち高宗である。南宋の第一歩は此所に踏み出されたが、金人の攻撃は今度は高宗に集中して一層激しくなつたので、南宋の前途は誠に暗澹たるものであつた。宋朝再建運動の進展は金軍侵寇の一張一弛によつて直ちに大きく左右せられざるを得なかつたのである。そこで先ず高宗即位より建炎四年迄の金人

の侵入状態を表示するに表Cの如くである。建炎末迄の表示に認めたのは、翌紹興以後はかかる大侵入はなく、散発的な小規模の侵入に止まり、大體淮河の線を以て兩者伯仲の對立に入つたからである。金の對宋政策は炎・紹の交を期して大

表C 金人侵寇表

分類	侵寇府州軍名
I · a	↓河南府(一・11) ↓鄭州(一・12) ↓汝州(一・12) ↓鄆州(二・1) ↓均州(二・1) ↓蔡州(二・2) ↓陳州(二・2) ↓北歸
I · b	↓龍門にて渡河(一・12) ↓同州(一・12) ↓長安(二・1) ↓鳳翔府(二・1) ↓秦州(二・1) ↓東歸
II	↓開德府(二・11) ↓東平府(二・12) ↓大名府(二・12) ↓青州(三・1) ↓楚州(三・2) ↓天長軍 ↓揚州(三・2) ↓北歸 相州
II · a	↓馬家渡にて渡江(三・11) ↓廣德軍(三・12) ↓杭州(三・12) ↓越州(三・12) ↓明州(四・1) ↓杭州(四・2) ↓秀州(四・2) ↓平江府(四・2) ↓常州(四・3) ↓北歸
II · b	↓壽春府(三・10) ↓黃州(三・10) ↓渡江 ↓洪州(三・10) ↓臨江軍(三・11) ↓吉州(三・11) ↓潭州(四・1) ↓荊門軍 ↓北歸 撫州

分類のローマ數字は年度別、a・bは軍別、( )内の數字はすべて建炎の年・月を表す。多少の脱落はあるが大勢を知る目的には役立つ。

轉換をしたのであつて、建炎四年九月、金が漢人劉豫を操つて旧宋京東路地域に子國「齊」を建設し、占領地經營に乘出しているのは、大侵寇の停止と相表裏して政策の轉換を示すものである。此の建炎年間の侵寇表を通觀して知り得る事は、(1)金の攻撃は秋冬期に限られ、夏期には必ず引揚げ、連續的でないこと。(2)侵寇の回を重ねるに連れその範圍が南に延び、遂に長江を越えて浙東の明州、江西の吉州等に迄及び、難を完全に免れ得たのは四川・兩廣・福建の地方に過ぎなかつたこと等である。要するに金軍の侵入は毎年馬肥の候に繰返されつつ建炎三・四年の交に極點に達し、宋人に前途の

不安をつのらせていたのが、翌紹興年間に入ると共に政戦兩略の急變を見せているのである。

建炎の金の反覆的大侵入は、全國に忽ち無数の群盜を蜂起せしめた。所謂「盜」の性格は複雑で此所に詳しく論述し得ないが、少くともそれらが何れも南宋の建設に協力せず反抗的な勢力であつたことは云う迄もない。従つて所謂群盜の興起状況は南宋建設事業の進退、國家權力の盛衰に照合するものであつた。そこでその興起状態を檢討するに表Dに示す如くである。本表に盜の數として計算しているのは所謂賊魁の數で、その部衆は一應考慮外におき、又賊魁というも興起地の明かな著明の賊にのみ限定した。<sup>註</sup>従つてこれ以外にも弱少群盜、或は所傳洩れの群盜も勿論存在したと見る可きであるが、然し大勢を知る爲めの表としては充分參考となる。本表を通觀するに、

表D 諸路羣盜蜂起表

年 代	建炎元年								
	全五年	全四年	全三年	全二年	紹興元年	全四年	全三年	全二年	建炎元年
河北	0	0	0	0	0	0	3	1	11
河南	0	0	0	0	0	0	0	0	2
山東	0	0	0	0	0	0	2	1	6
京西	0	0	0	0	1	2	9	1	8
兩淮	1	0	2	1	4	7	19	2	3
湖北	1	2	0	7	3	6	1	0	1
兩浙	0	0	1	0	1	1	12	1	4
江東	0	0	0	1	2	2	0	0	1
江西	0	1	5	4	6	5	10	0	0
湖南	0	0	0	7	1	1	0	0	0
福建	0	0	0	2	4	2	1	1	1
廣南	2	1	2	2	3	2	0	0	0
計	4	4	10	24	25	23	57	7	37

(1) 賊の興起地域は全國に及び、傾向的に云えば先ず河北、陝西、京東・西より始り次第に南方に移動し兩淮を経て長江を渡り、兩浙、江南より遠く荊湖、廣南方面に波及している事。(2) 興起の數は建炎元年、紹興二年の間に集中し建炎三年をその頂點として五七集團を數え、總じて建炎の四年間に多く紹興に入ると減少を初め、同五年には僅か四集團となつてゐる事、の二事實が確認せられる。勿論、本表は賊の「興起」表であり、賊

は興起後も撫定せられる迄は存續してゐるのであるから、現存する群賊勢力の絶對數は此れとは別に考察すべきものであるが、然しそれにしても群賊盛衰の推移を考察する一つの大きな参考とはなる。此の表の結果に基き、更に次章に掲げる撫定表を参照するに、群賊の勢力が最も猖獗を極め、政府を震撼させた時期は建炎三・四年の交という事が出来る。次にその地域について考えるに、この建炎三・四年の交に賊亂が多く傳へられてゐるのは京東西・兩淮地域で、それは先に北方に起つた巨寇も此の頃には多く南下してこの地方に集結した爲めである。繫年要録三 建炎四年五月甲辰の條に

時江北荆湖諸路盜益起。大者至數萬人。據有州郡。朝廷力不能制。盜所不能至者。則以土豪・潰將或攝官守之。皆羈縻而已。

とあるは此の地方が賊亂の淵藪となつてゐたことを示す記事である。金軍の定期便的侵寇に對し群賊は年歲無休で擾害を恣にし、それ丈に社會不安の上に及ぼす影響は深刻なものがあつた。

以上、南宋建設に最大の障碍をなす金軍の侵略と群盜とに就いて概觀したが、その擾害の最も甚しい時期は共に建炎三・四年の交であつて、出發直後の南宋政府にとつて此の頃が最大の危機であつたと断することが出来る。こうした危機の招來は直接的には何と云つても國軍の無力によるものである。大元帥府開幕當時の兵力は一萬に過ぎず、その後漸増したとは云え、建炎四年に至るも推定數僅々四・五萬程度に止まる。その間、その強力化を目指す制度的な改革や新陳代謝等がしきりに行われたとは云え、結局質的な向上は見られず、此の數萬の兵力も名は勤王軍というも素質裝備共に劣悪で統屬關係にも缺陷を含む烏合勢力であり、國軍として深く頼むに足るものではなかつた。彼等は金軍鐵騎の前に戦わずして潰散し、時には自ら反亂さえ起したりした。尙南宋の諸軍については後日別に詳考する豫定で、此所には割愛するが、かかる武力の寡弱が金軍・群盜の内外兩敵を跋扈せしめ、断呼たる處置をとる能わざらした所以であつたのである。次に掲げるE表は高宗が建炎年間に特に流浪して回つた有様を示す爲めのものであるが、この逃亡流轉こそは建國後の南宋が内

表E 高宗逃亡表（宋史高宗本記による）

年度	駐	地
建炎元年	↓東平府(1・癸巳)↓濟州(2・癸未)↓單州(4・辛巳)↓應天府(4・癸未)↓泗州(10・庚午)↓揚州(10・癸未)	
建炎三年	揚州↓鎮江府(2・壬子)↓常州(2・甲寅)↓平江府(2・丙辰)↓秀州(2・巳未)↓崇德縣(2・庚申)↓杭州(2・壬戌) ↓常州(5・丁卯)↓鎮江府(5・辛巳)↓江寧府(5・乙酉)↓鎮江府(8・甲辰)↓平江府(9・辛亥)↓杭州(10・癸未) ↓越州(10・壬辰)↓錢清鎮(11・巳巳)↓越州(11・庚午)↓明州(12・丙子)↓定海縣(12・巳丑)↓昌國縣(12・癸巳)	
建炎四年	昌國縣↓台州(1・丙午)↓温州(2・庚寅)↓越州(4・癸未)	

憂外患の并發に苦腦を極めていた姿を如實に描き出したものに外ならぬ。席の温まる暇さえない不安定な南宋政府に一貫した施策を練る余裕の如きは殆んどなかつたことを知るに足ろう。こうした不安定を反映してF表に示す如く宰相の交替も亦煩繁であつた。表に明かな如く各々主張を異にする宰相が僅か四年の間に六回も入れ替つている事は、當時の政情が

表F 宰相（右僕射交替表）

宰相名	主	張	除任年月	改任年月
李綱	欲	戰	建炎元年五月	建炎元年八月
黃潛	欲	和	建炎元年八月	建炎二年十二月
汪伯彥	欲	和	建炎二年十二月	建炎三年二月
宰相名	主	張	除任年月	改任年月
朱勝非	欲	去	建炎三年三月	建炎三年四月
呂頤浩	欲	去	建炎三年四月	建炎四年四月
范宗尹	欲	防	建炎四年五月	紹興元年七月

如何に不安定であり、然も政策に一貫性なくして動搖していたかを示すものである。僅か數萬の兵力に支えられ、概ね兩浙附近を轉々とした高宗の勢力は建炎年間を通じて兩浙を根據とする一地方政權の實體を保つたにすぎず、廣く天下に現實的な支配を及ぼす能力はなかつたと見て差支えない。沉んや彌漫せる群盜、精強な金軍を一舉に討平すること等は思

もよらぬ所である。

宋朝の再建を推進して基礎を固め天下に號令を徹底せしめる爲めには内憂外患を共に平定排除する必要があるが、それには自らの實力を育成強化しなければならず、然もその實力育成には内憂外患が障害となる。宋朝がこの内憂外患を共に對立する障害として敵視する限り、右の問題は永久に循環して解決は出来ない。逆に此れを建設に利用する所に解決の鍵を見出す可きである。而して外患たる金軍を味方に引入れて利用することは到底望み得る所でない。問題は群盜である。かく考える時、ここに初めて鎮撫使制度、即ち分鎮政策の意義が大きく浮び上つてくるのである。鎮撫使制度に就いては前章に述べた所であるが、此れ等右の觀點より再願するに、それが主として群賊・土豪・潰將の出身を任用し、此れを邊境にのみ配して管内統轄の兵民財全權を與えた點に、彼等内憂的勢力を逆に王朝建設に利用せんとした意圖を見出すことが出来る。群賊・土豪・潰將を任用したのは内憂的勢力を宋朝の現存する統治秩序の組織に組入れて多少とも協力的方面に導かんとしたものであり、此れを邊境に配したのは、一には金軍の侵入に當らしめ、一は彼等の反逆に備えて内地に動亂を起さしめざる配慮であつたと思われる。つまり群賊等の反宋的勢力に宋朝體制の枠内に於ける榮譽的地位を與えて自家樂籠のものとし、更に此の毒藥を以て金軍の猛毒を制せしめんとしたもので、本制度の立案者たる范宗尹もその立案の趣旨を述べて<sup>註15</sup>

(范)宗尹以爲。此(盜・土豪・潰將・攝官等を指す)皆烏合之衆。急之則併死力以拒官軍。莫若析地以處之。盜有所歸。則可以漸制。

乃言於上曰。中。當稍復審鎮之法。亦不盡行之天下。且裂河南・江北數十州爲之。少與之地。而專付以權。擇人久任。

以屏王室。

と云い、上述の如き意圖をはつきり示しているのである。

さて分鎮地區は建炎以來金軍の害最も甚しく、且つ宋の威令の殆んど及ばなかつた地域である。未だ兩浙地方の一勢力

に過ぎなかつた宋として、此の地に祖宗以来最も警戒し來つた藩鎮を復置するも實質的に變う所はなかつた。或は問題を後日に残す恐れはあろうが、現實の問題は更に緊急である。制度の立案者范宗尹がこうした現實に立脚して

1 政府に平定能力なく、又平定を急げば却つて一大反抗勢力に結合の恐れある群賊は招安して利用する外ない。

2 招安活用の具體的方法是、唐代藩鎮復活による可きである。それには歴史が證する如く内亂の危険性が考えられるにしても、外敵防禦の効果も亦認める可きである。宋朝従前の軍制では帥臣の權薄く外敵侵入の場合に無力である。

3 兩淮・湖北・京西の地に一大藩垣が出來れば、外は金に對する防壁となり、内は群賊が次第に消滅し、その間に宋朝は自力の育成に邁進出来る。

と述べ、一石三鳥の効果をねらつて鎮撫使制度をたてたのは正に時宜に適したものと解す可きである。尙此れに似た制度は李綱・張浚・朱勝非等<sup>註6</sup>によつて以前にも計畫され乍ら遂に實現に至らなかつた。それは諸般の情勢の推移によるが特にこの割據勢力の宋朝體制への榮譽的合認という點に徹し得なかつたことに在る。藩鎮的勢力の出現を最も恐れた宋朝がその再版とも云うべき鎮撫使制度を敢て採用した所以は實に以上の如き現實即應に在つたのである。然らばかかる由來とねらいを以ておかれた鎮撫使の成果は果して所期に副い得たか否か、是れを更めて次章に詳究することとする。

### 註

1 繫年要録一建炎元年正月壬寅條が好例。

2 同書七建炎三年閏八月己亥條・宋會要稿刑法二禁約建炎二年正月六日條等が好例。

3 「僞齊」を周る宋金兩國の外交關係その他の詳細は滿蒙史論叢第一輯所載、戸山軍治氏「劉豫の齊國を中心として觀たる金宋交渉」參照。

4 部衆の數は諸盜によつて一定しないが大なるものは數萬乃至

十數萬と報告せられている。宋會要稿兵一討叛の諸項、その他要録・北盟會編に所載。

5 歴史教育二ノ七所載「南宋軍閥の成立」に掲げた群盜興起表の數字とD表の興起數が稍々相違するのは以上の如き撰擇規準の差異、その他の理由によるものである。

6 この點の詳細は別に更めて論考する豫定である。  
7 註5の表參照。

- 8 繫年要録一靖康元年十二月壬戌朔條、宋史<sup>一</sup>八兵志禁軍上序文に所載。
- 9 建炎三年より同四年初に至る禁衛各將の兵數を所傳に徴し、それに金軍侵寇による潰散を加味して推定した。詳細は略す。
- 10 朝野雜記九・邊防一・建炎三大戰の項。
- 11 建炎三年二月、御營軍將苗傅・劉正彥の反亂（明受の亂）は特に著明である。
- 12 宋史高宗本紀に據る。
- 13 宋史<sup>二</sup>一宰相表、朝野雜記甲集九邊防一「靖康建炎紹興大臣和戰守避說」に據る。
- 14 以後紹興に入つては秦松が政權をとる紹興八年三月迄の約八年間に五回の交替で、建炎中に比すれば稍安定している。
- 15 繫年要録<sup>三</sup>建炎四年五月甲辰條。
- 16 同書六建炎元年六月己卯條。
- 17 同書二建炎三年三月辛巳條。

### Ⅲ 分鎮指揮の效果

宋朝再建の途上に横わる最大難關を突破する具體策として設定せられた鎮撫使が果して此の目的に副う成果を齎したかどうかは宋朝の制度運営の巧拙にかかるところであつて、結果の成敗は制度の趣旨の良否とは別個に考察しなければならぬ。而して此の成敗を批判するには、鎮撫使設置の主目的たる對金防禦・對宋協力の活躍とその活躍に支えられた宋朝の再建推進とがどの程度迄實現せられたかを明かにする必要がある。

繫年要録<sup>三</sup> 建炎四年五月甲子の條に引く所の呂中大事記に

自范宗尹裂諸侯爲鎮撫使。而李成敢於犯江浙。桑仲敢於窺蜀。紹興以來。雖李成摧破。張用招安。李尤文革面。而孔彥舟據鄂。馬友據潭。范汝爲據建州。楊麼據重湖。曹成・李宏在湖南。江西之間。鄧慶・龔富剽掠南雄。英・韶諸郡。而內郡之民皆盜矣。

とあつて諸鎮撫使の行動を傳えているが、此れによれば鎮撫使設置後も諸盜は依然として多く又李成・桑仲・孔彥舟等の如き不穩の態度をとる者があつたと云ひ、即ち右記事によれば、一見、分鎮指揮は効果なかつたかの如き印象を與えてい

る。然し問題はこうした状態が一般的であつたか、それとも右は特別のものであつたかと云うことに在る。そこで尙當時の鎮撫使の動きを見るに、かかる例は彼等二帥の他に郭仲威の一例を見出し得るのみである。又別に管地を捨てたものとして岳飛・劉綱・吳翊及び翟琮・牛皋・董先・李横の七帥を得るが、そのうち最初より全く管地定着の意志なかつたと見得る者は岳飛・劉綱の二帥に過ぎず、又叛して金側に附したものは李成・孔彥舟の他に馮長寧一帥を數えるに過ぎない。従つて全然任地に赴かなかつた陳求道・范之才・孔彥舟を例外とすれば（表A）殆んどの鎮帥は一應受任の地に落着いてその安輯につとめ、定着を圖つていたと見ることが出来る。即ち呂氏の云う所はその特殊なものに就いてであつたのである。更に此の記事には紹興以來巨寇が跋扈している事を述べているが、それ等諸寇の囓却地はすべて長江以南で、分鎮地區とは關係なく、中には曹成・馬反等、初め江北に起り分鎮後渡江南侵した連中が少からず含まれていて、逆に分鎮藩垣の効果を示しているのである。つまり諸寇の跋扈を傳えた上掲呂氏の記事は、此れを詳かに検討する時、却つて分鎮指揮の諸盜拾輯に効果があつたことを暗示しているものと云えるのである。かく大勢的に見た場合、諸鎮撫使は管内に定着を策して諸盜の拾輯につとめたのみならず、更に進んで民生安定の爲め盛んに營・屯田を營む者さえあつた。繫年要録

興二年十一月辛酉に

直徽猷閣和州無爲軍鎮撫使趙霖。以營田有緒。遷一官爲左中奉大夫。

とあるはその一例であり、尙此の外に翟興・陳規・解潛等も南宋屯田・營田の開拓者として著明である。政府が諸鎮に管内の財政権を與えたのは、單に分鎮地區が事實上宋朝の支配圏外に在つたと云う現實に因つたのみではなく、此の地域の荒廢が極に達し、たとえ自ら經營しても收支償わず、むしろ財権を與えることにして各帥自ら財源を調えしめるのが得策であつた爲めとも考えられる。財政権の委譲とは政府よりの補給中止を意味し、補給の中止は各帥をして自ら領内の調達に懸命ならしめ、それが延いては管内民土の安輯に努力せしめる結果となつたものであらう。

かくて諸帥は管内の安輯に努力した外、外寇の侵犯にも力を悉して反撥した。繫年要録<sup>三</sup> 建炎四年八月庚辰の條に略上。完顔宗弼既屯六合縣。欲自運河引舟北歸。而趙立<sup>上</sup>在楚。薛慶在承。扼其衝不得進。宗弼患之。云云。

とあり、同書<sup>四</sup> 紹興元年十一月丁未に

略上。自中原失守。諸重鎮多失。惟(陳)規與群盜屢戰。自楊進・李孝忠・孔彥舟・董平・曹成・馬友・桑仲・李橫之徒皆不能犯。由是德安獨存。

とある等はその好例である。尙鎮撫使にして或は金人に對し、或は巨寇に對して死を賭して戦つた例は少くない。李彥先・趙立・薛慶・王亨・翟興・翟琮等は金人と交戦してその心膽を寒からしめ、解潛・王彥・陳規・劉綱等は他賊を扼して侵入を阻み、又李成・桑仲等の巨賊出身の鎮帥は管内に殆んど他勢力の侵入を許さなかつた。同時に彼等鎮撫使同志も亦互に反撥し合つたのであつて、桑仲―王彥、李橫―陳規、程昌寓―孔彥舟、薛慶―郭仲威、劉綱―郭仲威等その例は極めて多く、されば鎮撫使が連合して反朝廷活動を展開するが如き事態は先ず心配なかつた。つまり若干の例外はあつたが、大體鎮撫使の動きは政府の意圖通りに、むしろそれ以上に都合よく行つたと云う事が出来る。彼等がかく好都合に行動した所以を考ふるに、それは彼等の管内に彼等と勢力伯仲する亂賊並起して、彼等自身その地位を保持向上せしめるに並々ならぬ苦心を要し、従つて朝廷より鎮撫使として政敵討伐の大義名分を授けられることが頗る有利で、鎮撫使除任を自己勢力の一段の飛躍に利用し得たことに在つたと思われる。こうした鎮撫使の藩垣の下に於いて宋朝は果してどこ迄その權力を伸張し得たか。此れが次の問題となる。

先掲群盜興起表Dによつて指摘した如く、群盜の興起數は紹興年間に入つて漸減し同五年には殆んど皆無となつている事から、政府權力の伸展狀況を或る程度推察し得るが、更にその招定狀態を地域別に検討するにG表に示す如くである。

表G 羣盜招定表 (羣盜數の撰擧規準はD表に同じ)

年次	建炎元年	全二年	全三年	全四年	紹興元年	全二年	全三年	全四年	全五年	計
京	1	0	0	2	0	0	0	0	0	3
東	4	0	0	7	4	2	2	0	0	18
西	0	1	0	3	11	1	1	0	0	16
淮	2	1	1	6	5	3	3	1	1	22
西	1	0	0	1	2	1	1	8	2	18
湖	2	2	1	6	1	4	6	0	0	16
北	0	0	0	3	5	3	3	0	0	13
兩	0	0	0	0	3	4	0	1	2	24
浙	0	0	1	0	1	1	0	0	1	15
江	0	2	0	0	3	0	0	0	0	9
東	0	0	0	0	3	0	0	2	0	9
江	0	0	0	0	1	1	0	0	0	9
西	0	0	0	0	1	1	0	0	0	9
湖	0	0	0	0	1	1	0	0	0	9
南	0	0	0	0	1	1	0	0	0	9
福	0	0	0	0	1	1	0	0	0	9
建	0	0	0	0	1	1	0	0	0	9
廣	0	0	0	0	1	1	0	0	0	9
東	0	0	0	0	1	1	0	0	0	9
計	10	6	6	28	36	20	23	12	6	163

本表に於いて第一に氣附く事は、紹興元年及び二年が招定總數壓倒的に多く頂點をなしている事である。

D表興起數は建炎三年を最大とする。即ちこのD・G兩表により、紹興元年・二年に於いて政府の實力が俄然高まつた事を認め得る。その後の撫定數減少は既に撫定すべき盜賊自體が減少したからに外ならず、政府權力は更に上昇したと考えてよい。即ちF表に於ける撫定數の頂點はむしろ政府が權力を浸透させ初めた時期を暗示するものであろう。若し此の考え方に誤りなきものとして更に此れを各地域別に推すと、膝下の兩側が最も最も早く建炎年間に一應政府權力は浸透し、江東・兩淮・京西は紹興元年、江西・福建・湖南・廣南は紹興二年の順序となり湖北のみは紹興五年と例外

的に些か遅れるが、大體に於いて漸次近きより遠きに支配の實權を及ぼして行つた事になる。これは常識的に云つても極めて自然であるが、又當時の實狀から見ても大體に於いて妥當性を有つものと考えられる。要するに政府の權力は分鎮期たる建炎四年を楔機として急速に揚子江以南の地域に擴がつていつた事が推断せられる。

次に權力の浸透度を知る一尺度としての地方行政體制の整備状態についても一考しておく。但し地方行政體制を州縣官から帥・漕・憲・倉に至るすべてに就いて考察する事は困難であり、又さしたる意義もないので、こゝでは最も重要な意

味を有つていた安撫使時を代表的に取上げて述べることにする。安撫使は元來路帥として各路に設けられたものであるが、軍興以來建炎四年の分鎮指揮迄のことは所傳を得ず、明確でない。恐らく軍興紛亂の際として事實整つていなかつたのであろう。所が分鎮指揮と同時に所謂沿江三大帥の設置を見、重臣を差派して安撫大使とした。その大要はH表の如くであ

表H 沿江三大帥表 (建炎四年六月初置)

職名	使者名	前職名	置司地	管域
兩浙西路安撫大使	劉光世	太尉御前巡衛軍都統制 (武將)	鎮江府	鎮江・平江府・秀・杭・湖・常・嚴州・江陰軍
建康府路安撫大使	呂頤浩	鎮南軍節度使開府儀同 三司充醴泉觀使(元宰相)	建康府	建康府・池・饒・宣・徽・太平州・廣德軍
江州路安撫大使	朱勝非	江西荊湖南北路宣撫使 (元宰相)	江州	江・撫・信州・興國・南康・臨江・建昌軍

る。表に示す如く沿江三大帥とは官位の高い名臣を差充した重職で、諸路安撫の模範たると同時に、去就定かならぬ江北諸鎮に對する無言の威壓としたものに外ならぬ。結局これ等の大帥は多少の問題を起したにせよ當時尙賊巢にも等しかつた任地に赴いて苦勞し、以て中廢の帥臣制度確立に少なからぬ功績を残したのであつて、此の沿江三六帥に始まる政府の帥臣整備は次第に効果を擧げ、安撫使は漸次諸路に普及して、諸鎮撫使全廢の紹興五年には上表の如く全路分悉く出揃い、いわば安撫使の網が完成してゐるのである。地方行政體制の整備が分鎮期間中に大きく進展した事は、此の安撫使の一例

表I 諸路安撫使設置表

路分	任帥名	任帥名	路分	任帥名	任帥名	路分	任帥名	任帥名
兩浙東路	建炎四年見	紹興五年見	江東	建炎四年見	紹興五年見	京西南路	建炎四年見	紹興五年見
安撫使			建康府路	安撫大使	安撫使	——	——	經略安撫使
安撫使			江州路	安撫大使	安撫使			

兩浙西路	安撫大使	江西鄂州路	安撫使	福建路	安撫使
淮東路	安撫使	湖南路	安撫制置大使	廣東路	經略安撫使
淮西路	安撫使	湖北路	經略安撫使	廣西路	經略安撫使

を以て充分知られ、延いてはかかる面よりしても政府權力伸展の状況を窺い得るのである。

次に財政収入の面よりする中央權力の伸展を、その最大財源の一たる權貨務の收入(專賣)等に就いて考察しておく。表

Jの示す如く權貨務歳入額は紹興元年より四年迄の四年間に約一千萬貫の増加を示している。此れを他の時期の増加率と

表J 權貨務歳入表 註8。

年 度	歳 入 額	年 度	歳 入 額
建炎二年	五百余萬緡	紹興四年	一千六百余萬貫
紹興元年	六百八萬九千余貫	紹興二十四年	二千六十六萬七千余貫

が、その他南宋の重要財源たりし附加税も、建炎三年に經制錢が、紹興二年冬より三年にかけて月椿錢、紹興五年には總

制錢が相次いで設定せられ、やはりこの分鎮期間に財收増加を目指す税目増加が矢つぎ早に行われている。こうした加徴

が可能であつた所以を考へても政府權力の伸展状況は充分窺知せられるであらう。

以上、群盜拾輯、地方行政制度整備、中央財入増の三例を通じ分鎮期間に於ける政府權力の急激な伸展状況を述べたが、更に重要な事實は此の期間に於ける國軍兵力の充實である。即ち分鎮當初僅々四五萬に過ぎなかつた國軍は、わずか二年後の紹興二年の末には既に十六・七萬の巨數に達している。尤もその大部分は所謂武將の兵で、完全な政府直轄軍と

は云い難いが、しかしこの兵力が結局に於いて政府の権力を支える直接最大の力となつていたことは云う迄もない。僅か二箇年餘りの間にかくも兵力が急増したことは、政府権力の伸展を示す何よりの適證である。而してこの兵力急増期もやはり分鎮時代と一致し、むしろ諸鎮藩垣の下に始めて兵力を急増し得たとも云い得るのである。仍兵力・武將等についての詳細は別稿に譲る。

分鎮指揮は、以上の如く、所期に副うて多大の効果を擧げ、宋室再興の最も困難なる時代を切抜け、南宋育成に寄與する所極めて大きかつたのである。

## 註

- 1 諸鎮撫使行動の具体例は一々典據をあげないが主として繫年要録、三朝北盟會編、宋會要稿兵一〇討叛、同書職官二鎮撫使、宋史本紀等の建炎四年より紹興五年迄の間、その他宋史列傳等に據つた。
- 2 他の五帥の場合は金勢力の壓迫によつて已むなく棄鎮に至つたと云う方が強い。
- 3 李成・孔彥舟は政府の追討に抗し得ずして已むなく僞齊の劉豫に奔つたのである。
- 4 三朝北盟會編一四紹興元年正月十一日條、及び同書七同四年四月條。曹成・馬友共に河北出身の著明な軍賊である。
- 5 此の事は周藤吉之氏も「南宋に於ける屯田・營田官莊の經營」に於いて指摘せられてゐる。
- 6 實際には政府が補給を計畫し、又多少の錢糧を送付した場合もあるが（趙立・翟琮・董先・王彥・解潛等の諸帥）、それ等はむしろ例外的なものであつて、原則的には補給中止であり、又實際の補給量も鎮撫使の必需額から云えば九牛の一毛であつた。
- 7 南宋安撫使の意義その他については、稿を改めて論ずることとし本稿にては割愛する。
- 8 要録にも見えるが、些か不審な点もあるので此所では會要によつた。
- 9 曾我部靜雄氏著「宋代財政史」四七頁―四八頁。
- 10 同書・二四八頁―二五二頁。
- 11 同書・四八頁。
- 12 繫年要録六紹興二年十一月己巳條。

## Ⅲ 鎮撫使の消滅

創置後の諸鎮が僅か數箇月乃至五箇年の短年月で殆んど消滅し、その消滅過程に時間的な三つの群別を有する事は既に

第一章に於いて示した所である。唐代藩鎮の復活として一部世襲さえ認められ、且つ彼等自身も封内定着の線に沿つて活躍を示した鎮撫使が何故にかくも早く消滅する事となつたのか。この點を追究するのが本章の目的である。それには先ず三時期に於ける消滅状況を逐一検討しなければならぬ。便宜上三期を夫々A・B・Cとする。

先ずA期（建炎四年末、紹興元年初）<sup>（注1）</sup>について消滅状態を表示すればK表の如くである。尙此所に論じているのは鎮の消滅であつて鎮帥個人の消滅ではなく従つて表中記載の鎮帥の消滅はそれが同時に鎮の消滅でもあつた場合に限られてゐるわけである（以下も同様）。表中八鎮のうち

表K A期諸鎮消滅表

路	東	淮	路分
岳	王	趙	使者名
飛	林	立	消滅事情
襄鎮南奔	政	戰	新職名
	任	死	
	知承州		
	神武右副軍統制張俊に隸す後獨立		
路北湖	路北西京	路東淮	路分
程昌寓	馮長寧	劉綱	使者名
改	奔僞齊	郭仲威	消滅事情
任		伏	新職名
湖西安撫使		誅	
		神武中軍將	

淮東は六鎮で全鎮に及び、湖北路・京西路は各一鎮である。即ち淮東は全鎮がこの期間に消滅したのである。消滅の事情は戦死或は襄鎮・叛去等による自然的なものが五鎮、明かに政府の意圖によるものが

三鎮で既にこの頃より政府の廢鎮方針が芽を出しており、自然的な消滅も政府がそれを放任した所にやはり廢鎮方針の消極的な現れを認めることが出来る。廢鎮後に於ける鎮帥の處置としてはそのまゝ知州に格下げとなつた例もあるが、又神武軍將や帥臣として再建途にある南宋の新國軍機構或は新行政機構の中に吸収された例もある。鎮帥麾下も大體國軍に收容せられたと見てよいが、中には盜となり、或は他の生業に收容せられるものもあつた様である（後掲史料参照）。

次にB期（紹興二年、紹興三年）に於ける諸鎮の消滅状況を示すとL表の如くである。この期間には淮西全三鎮、湖北一鎮、京西

表L B期諸鎮消滅表

路分	使者名	消滅事情	改任職名
淮	趙霖	廢官	—
西	胡舜陟	改任	淮西安撫使
路	孔彥舟	奔劉豫	—
路北湖	陳規	改任	沿江安撫使

  

路分	使者名	消滅事情	改任職名
京西	翟琮	棄鎮南奔	江東路兵馬鈐轄
京西	牛阜	棄鎮南奔	神武後軍統制
京西	李橫	棄鎮南奔	神武後軍統制
京西	董先	棄鎮南奔	岳飛に隸す 神武後軍統制
西陝	—	—	岳飛に隸す 神武後軍統制

の放任が止むを得ない事情を含むものであつたにせよ、やはり鎮撫使を引續き存続せしめる熱意が政府になかつた事は疑ない。廢鎮後の鎮帥・鎮兵の處置もA期の場合と大體同じであつた。即ち總計十八鎮の中、A・B兩期に於いて大部分の十六鎮が消滅し去つたわけである。

C期(紹興五年)諸鎮消滅表

路分	使者名	消滅事情	改任職名
京西	王彥	改任	荆南府・歸・峽州・荊門・公安軍安撫使、 後主管馬軍司公事
路北湖	解潛	改任	主管馬軍司公事

然もその補給を此の四川から屢々仰いでおり、此の兩鎮のみが特例的に長續した主たる理由はこうした四川との密接な關係に在つたと考えられるのであるが、四川地域の問題は別稿に再考することとする。C期の兩者は共に改任であり、政府の意圖に従つたもので、廢鎮後は鎮帥・部衆共に中央軍に編入せられた。かくて紹興五年を以て全鎮撫使悉く消滅したわけである。

北路全一鎮、京西南路一鎮、陝西一鎮計八鎮が消滅している。そのうち自然的消滅してゐる。そのうち自然的消滅五鎮政府廢鎮三鎮であるが、大體淮西・湖北は政府の意圖により、京西路は金の壓力により消滅したと見てよい。勿論論滅を放任した以上、たとえそ



他の諸賊を討たねばならなかつた諸鎮がその實力の伸張に充分の成果をあげ得なかつたのは當然である。つまり鎮撫使は宋朝再興過程の一時的方便として設置せられたもので初めから此れを永續する意志は政府になく、よつて鎮撫使の藩垣的利用により復興が急速に伸展してその存在意義が薄らぐや、彼等の強化に先立つて此れを漸次改廢して行つたのである。

消滅の時期が三つの群別を以て段階的に分れ、段階を追うて南宋の中心部より遠きに及んでいるのは南宋の復興充實による支配圏の擴大過程を示すものである。(A)期に消滅したのは淮東路の諸鎮であるが、此れらの諸鎮廢止が宋朝權力の復興と表裏して行われたものであることは、宋朝の新統治組織の要職として置かれた浙西安撫大司の使帥たる劉光世の勢力を眺める時、明確に看取せられる。彼は沿江三大帥中たゞ一人の武將出身者として分鎮當時より鎮江府に屯駐し、建炎四年當時、他に比して懸絶する實力を有して大帥の名を重からしめていた。この劉光世の存在が、政府をして先ず淮東諸鎮の消滅を放任し廢鎮への途を歩ませた最大の理由であつたと考えられる。即ち劉光世に依つて代表せられた南宋朝の勢力が地域的に最も近い淮東方面に先ず浸透し廢鎮を可能としたのである。淮東に鎮撫使亡き後、次表Mに示す如く劉光世をして併せて淮南宣撫を兼領せしめ鎮撫使地域を接收せしめてゐるのは、淮東の廢鎮が政府の實力充足によつたものであること

表M 沿江三大帥淮南宣撫兼任表

職名	使者名	宣撫使管轄府州軍名	兼任時期
江東安撫大使兼宣撫淮南	呂頤浩	壽春府・滁・廬・和州・無爲軍	紹興元年
江西安撫大使兼宣撫淮南	朱勝非	德安府・舒・新・光州・漢陽軍	
浙西安撫大使兼宣撫淮南	劉光世	眞・揚・通・泰・楚州・澧水軍	五月丁酉

世を例として今後政府の諸鎮に對する方針を彼等にも指示したものであらう。詳しくは別稿に譲る。次に進んでB期にな

を愈々確認せしめるものと云える。尙他の二帥も同じく「兼宣撫」の名を帶しているが、實力は到底劉光世に及ばず、更にその宣撫區域の諸鎮は未だ現存しているのであつて劉光世の場合とは事情を大いに異にしているが、思うに此れは劉光

ると政府の實力はその直轄軍、即ち神武軍に編成せられた各武將の急速な勢力膨脹の形を以て益々擴大している。それら強大なる武力を握る武將達は紹興三年九月になるとN表に示す如き廣大な範圍を鎮護する新配備につき、その管域内に従前の鎮撫使地區を包容した。その屯駐地をすべて長江の南岸におきつつ、そこを根城として江北諸鎮をも所管としている

表N 宣撫使・制置使配置表（紹興三年九月乙丑）

職名	使者名	管	屯駐地	兵力
宣撫使	劉光世	江東路・淮西路	池州	四萬
宣撫使	韓世忠	建康・鎮江府・淮東路	鎮江府	四萬
制置使	王玠	荆南府・岳・鄂・潭・鼎・澧・黃州・漢陽軍	鄂州	一萬三千
制置使	岳飛	江西路・舒・歙州	江州	二萬三千

のは南宋の新経國方針が漸く現れ淮水以南の全中國を一括して統轄して行く體制を打出すに至つたことを示す。こうして體制の完備した紹興三年にB期諸鎮の改廢があり、かくて殆んど

全鎮撫使が消滅し去つたことは、確かに兩者の間に表裏一體の關係があつた事を察知せしめるに足る。要するに諸鎮消滅の時間的・地域的三群別は、政府權力の逐次的發展伸張による諸鎮存在意義の逐次的消滅によるものであり、その政府權力は所謂武將達に代表せられていたのである。尙鎮撫使が南宋の新機構に吸収された事については先に觸れたが、此れを吸収したものを具體的に云えば國家の構成要素をなす武將勢力であり、此所に廢鎮が武將勢力の増強を促進すると云う關係を生じていた。三朝北盟會編<sup>一四</sup> 紹興元年八月八日の條に

（舒・歙州）鎮撫使張用在分寧縣冷家莊受岳飛招安。張俊在瑞昌親揀其軍五萬。強壯者留之。老弱者放逐便令去。有投曹成者。有投岳飛者。有投韓世忠者。有自營生者。云云。

とあるは鎮撫使の部兵が張俊・岳飛・韓世忠（共に神武軍の將）に吸収せられ、武將の勢力を強化していたことを示す。鎮撫使は

南宋政府の建設が緒に就く迄のいわば宋室の危機を救う過渡的使命を以て設置せられ、金軍防禦・諸盜招定の役をつとめつゝ宋室の復興に時を與え、かくて強化した宋朝によつて再び抹消せられた。所が宋朝の強化は武將勢力の發展を中心としたものであり、此の武將勢力は更に抹消後の諸鎮の部衆を吸収して一段と強化したのであるから、武將の立場に立つて見れば此の南宋鎮撫使制度は直接間接に此等武將勢力培養の素地をなしたものであるとも云える。此等武將がやがて宣撫使として對金抗爭に活躍し南宋史上の花形となつて種々の問題を惹起した事は著名の事實で、此所に喋々する迄もないが、此の武將勢力の發展に鎮撫使が先行的役割を演じていることは鎮撫使の有つ歴史的意義の重要な一面と云う可きである。尙武將宣撫使については後日引續いて論究する豫定である。

## 註

- 1 後繼者に使職を讓つた鎮帥は「不赴鎮」の三帥を例外として十帥を數え(A表)その過半數を占める七帥は死亡している。
- 2 神武軍とは建炎四年六月戊寅より紹興五年十二月庚子迄の間に名を存した政府直轄軍の呼稱である。
- 3 三朝北盟公編<sup>六一四</sup>
- 4 桑仲十余萬の衆のうち、實際にその後繼者たる李横に率いられて神武軍に編入せられたのは多く見ても一萬に過ぎないか
- 5 此の地區が早期に廢鎮せられた理由は不詳であるが、思うに分鎮地區のうちこの區のみが楊子江以南にありむしる例外的であつたからそれを是正する意味があつたのであろう。
- 6 K・L表改任職名の項参照。

## 結語

金人の渡江南侵とそれに乗じて蜂起した無數の群盜の横行跋扈、これが建炎四年、南宋政府をして鎮撫使制度を採用せしめた最大の原因であつた。本制度はその恣横跋扈を以て知られた嘗ての藩鎮制度の復活で、強幹弱枝を祖法とした宋朝の再建に當りかかる地方分權的制度を敢て採用したのは、未だ兩所地區による微弱な一地方勢力に過ぎずして如上の深刻

な危機に對し自ら此れを打開し得る實力を有たなかつた宋政府として己むを得なかつた所と云うべく、己に形成せられつゝあつた現實の割據勢力をそのまま合法化して利用し吸収せんと圖つた一時的便法であり、自力の恢復を得る迄の經過的處置たる意圖の下におかれたものである。或は重權を付し、或は世襲を謳ひ一定の管區を委託して江北沿邊の地を分守せしめんとする本制度は、割據勢力として生長しつゝあつた連中の側でも新に朝廷承認の合法的勢力として安定を得ると共に更に一段と勢力を飛躍せしめる絶好の地位として此れを歓迎した。彼等は新に國家の重鎮として管内民土の安輯や外寇防禦に奔走し、而も内外の應接に逐われて未だ反中央勢力に迄成長する裕りはなく、結果的に見て政府の意圖通りの一大藩垣としての役割を果した。かくて藩垣的活動の下に政府は急速にその實力を充實せしめるを得、政府の實力が伸展した時、諸鎮の領内安輯は漸く緒に就いて治安大いに整い、金の侵入亦力を弱め、最早鎮撫使在置の意義は殆んど消失していった。ここに將來の危険性を采む鎮撫使が廢止せられることとなり、此の間に宋朝の實力充足の核心として成長して來た張・韓・岳・劉等の所謂武將勢力が代つて内外防衛の花形となつた。割據勢力を承認して利用せんとした鎮撫使制度は、金の壓力下に於ける南宋の國家形成に多大な効果を擧げつつ漸次その姿を消し、次の武將宜撫使體制に移行してゆくのであつて、たとえ個々の規模は小さく、又その存在期間も短かかつたとは云え、鎮撫使の南宋建國史上に於ける役割は決して見逃し得ぬ重要な意義を有していたのである。

（本稿は逐一日野開三郎先生の御指導、御叱正を頂いて成つたものであり、こゝに深く感謝する次第である。）

On the *Chên-fu-shih* 鎮撫使 of Southern *Sung* 宋

by M. Yamauchi

In order to solve the two great problems, namely the invasion of the *Ch'in* 金 troops and the rising of the armed mobs, Southern *Sung* enforced the system of the *chên-fu-shih*. This was a transitional policy for Southern *Sung* to evolve from a weak local power to the great state. The system of the *chên-fu-shih* was established in the region between *Yang-tzu-chiang* 揚子江 and *Huai-ho* 淮河 in May of the 4th year of *Chien-yen* 建炎. The independent local powers in that region were recognized as "*Chên-fu-shih*" and received as their territory the lands which they had occupied. They obtained all sovereignty of their territories, became the constituent elements of the state organisation and had the duty to defend the *Ch'in* troops and to suppress the armed mobs. While the *chên-fu-shih*s were engaged in defending the *Ch'ing* troops, *Sung* controlled entirely the region in the south of *Yang-tzu-chiang* and strengthened its own power. *Sung* abolished so hastily this system, and the region of *chên-fu-shih* into direct administration (the 3rd year of the *Shao-hing* 紹興 : A. D. 1133), that the *chên-fu-shih* failed to organize the anti-*Sung* power. As the soldiers of those abolished *chên-fu-shih*s were largely put into the government troops of *Sung*, the power of the generals of *süan-fu-shih* 宣撫使 was increased and these generals played the great part in the history of *Sung* since the 3rd year of the *Shao-hing*.